

チェック・オフに関する緊急自己点検の結果（概要）

緊急自己点検の趣旨

国会審議を踏まえ、一部の地方公共団体を対象として行った総務省の調査において、条例の根拠なくチェック・オフを行っている団体があることが明らかになったことから、地方公共団体に対しチェック・オフに関する緊急自己点検を依頼。

※ チェック・オフ…地方公共団体の会計機関が職員に直接給与を支給する以前にその一部を控除すること。

（地方公務員の給与は、「法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。」こととされている（地方公務員法第25条第2項）。）

点検対象団体・点検事項

平成22年4月1日現在のすべての都道府県及び市区町村において、次の事項を点検。

- ① 職員の給与の支払いについて、法律に基づくもの以外のチェック・オフを行っている実態があるか。
- ② ①の実態がある場合に、条例に根拠規定があるか。

点検結果の概要

法律に基づくもの以外にもチェック・オフを行っているが、条例に根拠規定がないものがあるとする団体

- 都道府県 4団体（宮城県、千葉県、新潟県、沖縄県）
- 指定都市 —
- 市町村 694団体（※）

◇ 上記の団体については、点検結果と併せて、是正のための措置の方針が総務省に報告された。



これらの団体については、速やかに是正に取り組むよう総務省から通知により助言

（※）条例の根拠規定はあるが、条例の委任に基づく規則等の規定の在り方を見直す等とする団体も含まれている。